

○屋外広告物を禁止する地域等の指定（昭和四十六年大分県告示第七百八十五号）の一部改正（案）

改正案

現行

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第十八号）の規定に基づき、屋外広告物を禁止する地域又は場所及び物件を次のように定める。

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第十八号）の規定に基づき、屋外広告物を禁止する地域又は場所及び物件を次のように定める。

一 条例第三条第一号ただし書の規定により指定する区域

一 条例第三条第一号ただし書の規定により指定する区域

(略)

(略)

二 条例第三条第十号の規定により指定する区間

二 条例第三条第十号の規定により指定する区間

(略)	路線名	区間
	(略)	(略)
(略)	国道二二二号	犬丸インターチェンジ（中津市大字犬丸字北又二二三番三三）から青の洞門・羅漢寺インターチェンジ（同市本耶馬溪町跡田字古戸二四一番三）までの自動車専用道路の区間
(略)		本耶馬溪インターチェンジ（中津市本耶馬溪町落合字前田一四二五番一）から下郷交差点（同市耶馬溪町大字大島字シング四九番五）までの自動車専用道路の区間

(略)	路線名	区間
	(略)	(略)
(略)	国道二二二号	犬丸インターチェンジ（中津市大字犬丸字北又二二三番三三）から田口インターチェンジ（同市三光田口字西荒田七三二番二）までの自動車専用道路の区間
(略)		本耶馬溪インターチェンジ（中津市本耶馬溪町落合字前田一四二五番一）から下郷交差点（同市耶馬溪町大字大島字シング四九番五）までの自動車専用道路の区間

三 条例第三条第十一号の規定により指定する区域

1 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する用途地域を除いて指定する区域(展望することができ区域の中に都市計画法の用途地域がない場合を含む。)

(略)	路線名	(略)	区間	(略)	区域
	区間		区域		
国道二二二号	犬丸インターチェンジ(中津市大字犬丸字北又二二三二五番三三)から青の洞門・羅漢寺インターチェンジ(同市本耶馬溪町跡田字古戸二四一番三)までの自動車専用道路の区間	本耶馬溪インターチェンジ(中津市津市本耶馬溪町落合字前田一四二五番一)から下郷交差点(同市耶馬溪町大字大島字シゴ四九番五)までの自動車専用道路の区間	路端から五〇〇メートル未満の地域で、路線から展望することが	路端から五〇〇メートル未満の地域で、路線から展望することが	路端から五〇〇メートル未満の地域で、路線から展望することが

2 (略)  
四〇七 (略)

三 条例第三条第十一号の規定により指定する区域

1 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する用途地域を除いて指定する区域(展望することができ区域の中に都市計画法の用途地域がない場合を含む。)

(略)	路線名	(略)	区間	(略)	区域
	区間		区域		
国道二二二号	犬丸インターチェンジ(中津市大字犬丸字北又二二三二五番三三)から田口インターチェンジ(同市三光田口字西荒田七三二番二)までの自動車専用道路の区間	本耶馬溪インターチェンジ(中津市津市本耶馬溪町落合字前田一四二五番一)から下郷交差点(同市耶馬溪町大字大島字シゴ四九番五)までの自動車専用道路の区間	路端から五〇〇メートル未満の地域で、路線から展望することが	路端から五〇〇メートル未満の地域で、路線から展望することが	路端から五〇〇メートル未満の地域で、路線から展望することが

2 (略)  
四〇七 (略)